

【内子町がんの治療に係るウィッグ等購入費助成に関するQ & A】

NO	質問	回答
1	助成の対象にならないものは何ですか。	助成の対象になるのは、物品本体の購入費用です。付属品やケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）、購入のために要した交通費・送料・手数料等、自作した場合の材料費、レンタルした場合のレンタル費用、購入済みのウィッグ等の修繕費などは対象外です。
2	対象となるウィッグは医療用に限りませんか。	医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用を理由とする脱毛を補整するためのウィッグであれば対象となります（JIS規格適合品に限りません）。
3	購入する業者は決まっていますか。	業者の指定はありません。店舗での購入でも、インターネットでの購入でも構いません。
4	購入する個数に制限はありますか。	個数制限はありませんが、申請はウィッグおよび乳房補整具ごとに1回にまとめて合計で申請してください。また、購入金額が上限に満たない場合でも申請はそれぞれ1回限りとします。
5	複数のウィッグを複数の店舗で購入した場合も対象となりますか。	個数や購入店舗数は問いません。ただし、助成は1回のみとなりますので、まとめた合計額で申請してください。
6	年度が変われば何回でも申請できますか。	同じ対象物を再度申請することはできません。申請は、ウィッグおよび乳房補整具でそれぞれ1人1回です。ただし、助成を受けていないものは申請できます。
7	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には、再度の申請が可能ですか。	同じ対象物を再度申請することはできません。申請は、ウィッグおよび乳房補整具でそれぞれ1人1回です。ただし、助成を受けていないものは申請できます。
8	経年等によるサイズ変化等があった場合、再度の申請はできますか。	助成回数は、ウィッグおよび乳房補整具について、それぞれ1人1回限りです。そのため、経年に伴うものについての再度の申請はできません。
9	がん治療を証明する書類とは、どのような書類ですか。	ウィッグでは、抗がん剤治療その他の頭髪の脱毛の副作用があるがん治療を受けたことが分かる書類の写し。乳房補整具では、がんの手術法により乳房を切除したことが分かる書類の写しをいいます。 ※診療明細書、治療方針計画書、化学療法の同意書、外科的治療の同意書など

10	現在は内子町に住民登録がありますが、購入した時は町外に住民登録がありました。この場合、対象になりますか。	申請日時点で内子町に住民登録がある方になりますので、対象となります。
11	がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。治療に伴う外見の変化があり、購入が申請の期間内であれば対象となります。
12	ポイントやクーポンを利用して購入した場合、対象となりますか。	ポイントやクーポンは助成対象外です。購入費用からポイントやクーポンを利用した額を差し引いた金額が助成対象となります。
13	使用する本人以外が購入したものは対象となりますか。	使用する本人と同一世帯の方が購入したものは対象となります。